

牧之原市立細江小学校いじめ防止基本方針

(1) いじめの防止等に関する基本的な考え方

①いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条「いじめの定義」より）

②いじめに対する基本的な考え方

いじめは、日常における子供同士の関係性の問題の延長にあると考えられ、日常的に生じ得るものから、刑法に触れる犯罪に当たるものまで様々な様態がある。いじめに当たるか否かの判断基準は、被害者の心の中にあり、けんかやふざけ合いであっても、いじめの判断は、被害者の立場に立って被害者の複雑な心情に寄り添いながら行う必要がある。この問題に迅速かつ組織的に対応するために、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」という基本認識を全教職員で共有する。そして、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

家庭、地域社会、関係諸機関とも連携し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

③目指す子供の姿とその取組

本校では学校教育目標「強く 正しく すこやかに」に向けて、重点目標を決め、日々の教育活動を行っている。加えて、特別支援教育の理念を念頭に置き、「あると便利な支援」で一人一人が大切にされる「スマイルハート」な学校づくりに力を注いでいる。

「自分で判断し、進んで行動する子」をめざす姿とし、その達成に向けて「自分自身への信頼」「みんなへの信頼」を土台として考え、学校職員が子供を肯定的に捉えたり、正の循環を機能させたりすることを大切にしている。これらを行う中で、互いを認め合う学校風土が醸成されてきている。この風土を作り上げてきたのは、教師から子供への「スマイルハート」、子供から子供への「スマイルハート」、保護者・地域から子供への「スマイルハート」である。本校学校教育の全ての中心に「スマイルハート」が位置づき、自分自身を大事に、互いに他者を大事に考え行動をすることができてきている。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

①組織体制 『学校いじめ問題対策委員会』

いじめ防止等に組織的に対応するため、既存の生徒指導委員会を利用し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて本委員会を開催する。

②構成員及び役割

【主な構成員】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーター
関係学年主任・学級担任・養護教諭・その他関係職員（人権教育主任、特別支援教育主任、担任等）
（必要に応じて）
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールサポーター
教育委員会指導主事・関係機関の助言者等

【主な役割】

校長、教頭・・・基本方針の策定指針。重大事態への対応及び学校設置者に報告。
教務主任・・・年間計画の作成及び有効性の検証と見直し。学校評価項目への位置づけ。
生徒指導主任・・・基本方針の策定、公開、見直し。アンケートの実施。問題対策会議の開催。
個別面談や相談の受け入れ、集約。いじめの対応。
養護教諭・・・登校渋りや保健室訪問での子どもの実態把握、情報伝達。
スクールカウンセラー（SC）・・・被害者や保護者の心のケア。日頃の相談業務。

(3) いじめ未然防止のための取組

正の循環、「スマイルハート」を大事にし、いじめを許さない学校・学級作りを組織全体で取り組む。

① 学級経営の充実

ア、分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
イ、ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校生活アンケート」や人間関係づくりプログラム質問紙の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努め児童の居場所づくりをする。

② 道徳教育の充実

ア、いじめ問題を自分のこととして捉え、考え議論する場を設定し、教育活動全体を通じた道徳教育の推進を図り、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
イ、道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

③ 相談体制の整備

ア、校内研修「いじめに関する内容」で教職員の資質向上を図る。
イ、生徒指導委員会(ケース会議)の随時設置。
ウ、子供を語る会、職員会議、打合せで配慮の必要な児童の支援について全体で確認。
エ、スクールカウンセラーと関わる時間を設けるなど、教育相談の充実に努める。

④ 縦割りペア活動の実施

ア、縦割り活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。また、互いのよさを伝え合う活動を通して、自己肯定感・自己有用感の醸成を図る。

⑤ インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

ア、情報活用に関する学習を行うとともに、インターネット利用に関する現状把握に努め、適正な利用ができるようモラル教育を実施する。

⑥ 学校相互間の連携協力体制の整備

ア、中学校や幼稚園・保育園との情報交換を行う。

(4) いじめ早期発見のための取り組み

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

① 日々の観察

ア、出席をとるときの声、表情
イ、健康観察、保健室等での様子
ウ、授業中の取り組みや発言の様子
エ、ノートや日記のみとり
オ、配慮が必要な子供について、特性を踏まえた適切な支援を行う

② 個人面談の実施

ア、各種アンケート等調査の後を中心に

③ アンケートの実施

ア、年間3回実施(市指定アンケート)

④ 人間関係づくりプログラム質問紙による学級生活状況調査

ア、年間2回実施(4月、10月)

⑤ 保護者や地域、関係機関との連携

ア、保護者、地域とよりよい関係づくりに努め、連絡を密にする

イ、関係機関との連携を図る

ウ、配慮が必要な子どもについて、保護者と連携し、周囲の子供に対する必要な指導を組織的に行う。

(5) 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「生徒指導委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、重大事態として教育委員会と連携を図り、関連機関と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

※いじめを発見し、または、相談を受けたにもかかわらず、報告をせず、問題を共有しないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定違反となり得る。

① 情報の共有、事実確認、記録を残す

② いじめ問題記録の共通化

ア、被害者氏名

イ、いじめの状況

いじめの事実の有無、いじめの態様、加害者・周囲の子供たち、保護者の状況、いじめの発端、いじめ発覚のきっかけ等

ウ、報告状況

いつ、誰が、誰に、どのような内容で報告したか。

エ、対応及び対策内容

被害者への対応内容、加害者への対応内容、保護者への対策内容

③ いじめ問題の対処の流れと留意点・・・別添「生徒指導体制」参照

ア、いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。

イ、校長は、いじめの報告を受けた場合は、生徒指導委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。

ウ、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

エ、いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

オ、いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。

カ、いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

キ、報告書の作成、提出

ク、いじめの解消は少なくともつぎの2つの要件が満たされているものとする。

(1) いじめにかかる行為が、少なくとも3ヶ月以上止んでいること。

(2) 被害者が心身の苦痛を感じていないと当人、保護者との面談等を通じて認められること。

(6) 地域・保護者との連携に関すること

① 保護者

いじめの早期発見には保護者の観察と協力が不可欠であることを保護者会や家庭訪問の際に伝え、連携していく。

③ 学校評議員

学校評議員会(年2回)の実施。授業参観をして児童の実態をとらえ、様々な教育活動やいじめ防止に関して御意見をいただく。

③ 民生児童委員

民生児童委員と語る会(年1回)の実施。授業参観を通して児童の実態をとらえ、様々な教育活動やいじめ防止に関して御意見をいただく。挨拶活動等での声掛け。

(7) 重大事態への対処に関すること

①重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②対応

自殺等の重大事態

- ア 学校は、牧之原市教育委員会へ報告する。
- イ 教育委員会が主体となり、基本調査および、詳細調査を行う。
- ウ 牧之原市長による再調査
- エ 調査以外の緊急対応
 - i 危機対応の体制を整える
 - ii 被害に遭った子供の当該保護者への関わり
 - iii 心のケア
 - iv 外部への情報発信
 - v 保護者全体への説明
 - vi 学校の再開

不登校等の重大事態

- ア 学校は、牧之原市教育委員会へ報告する。
- イ 教育委員会が調査主体を判断し、牧之原市いじめ問題対策本部を召集し、助言、指示を求める。
- ウ 主に聞き取り調査を行う
- エ 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討
- オ 被害に遭った子供・保護者への情報の適切な提供
- カ 聴取の結果等を市長に報告